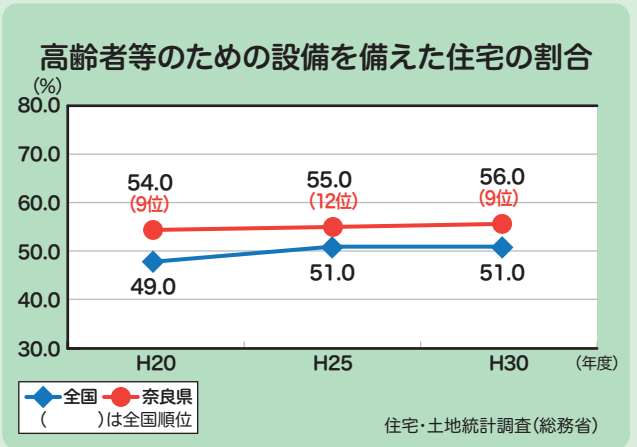
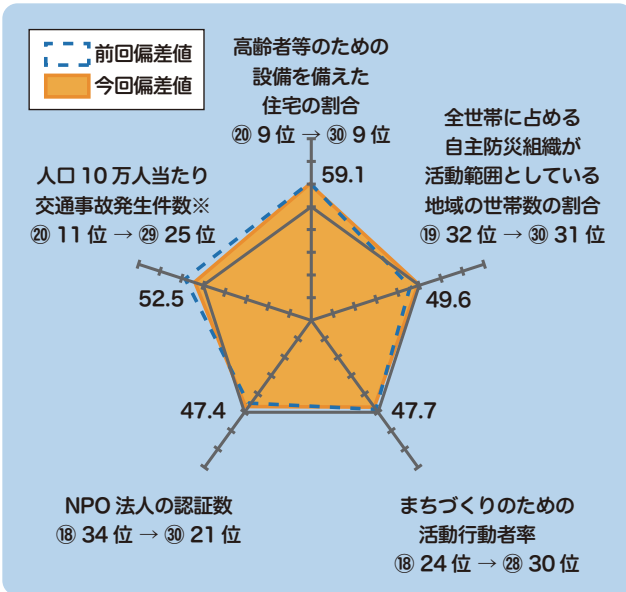
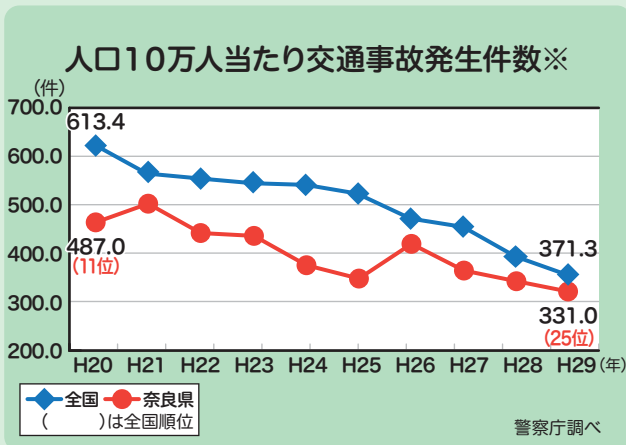




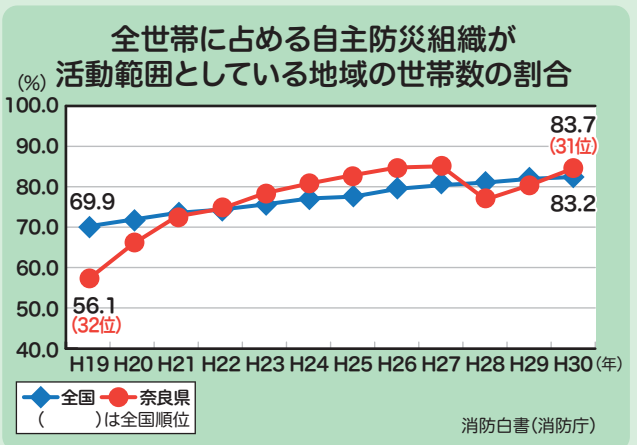
8. 暮らしやすいまちづくり



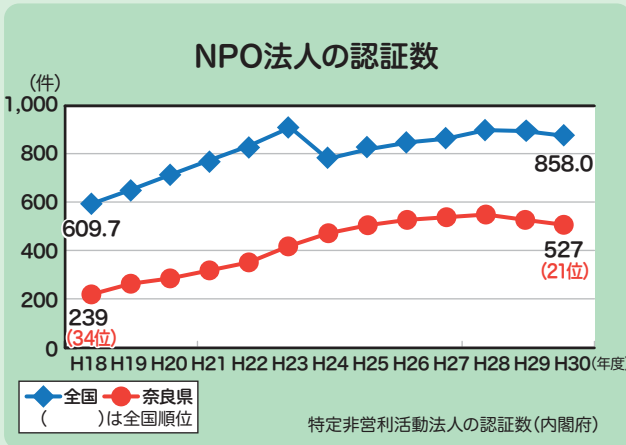
高齢者等のための設備を備えた住宅の割合は、全国平均の5ポイント程度上を推移しており、平成25年度からは5年で1.0ポイント上昇しています。



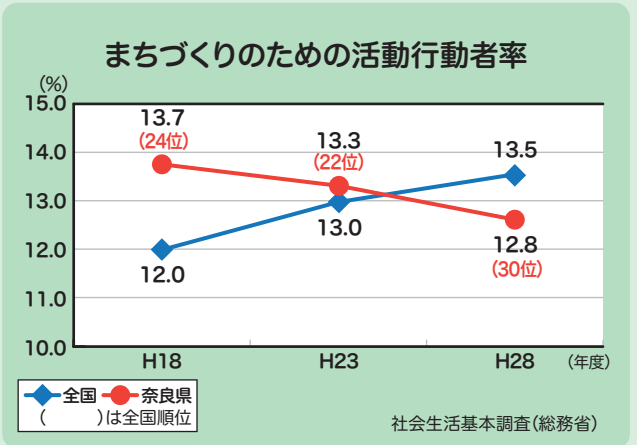
人口10万人当たり交通事故発生件数は、概ね減少傾向にあり、全国平均と比べても少なくなっています。



全世帯に占める自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数の割合は、平成28年に低下したものの、その後は上昇しており、平成30年に全国平均を上回りました。



NPO法人の認証数は、平成18年度から大幅に増加しているものの、全国平均と比べると依然として低い水準となっています。



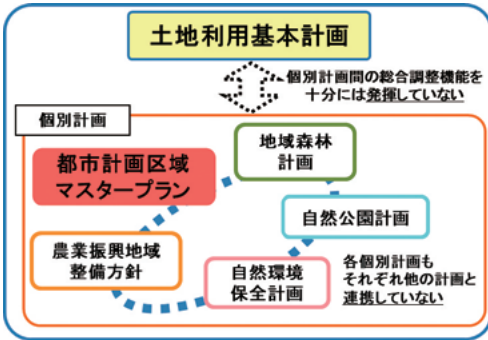
まちづくりのための活動行動者率は、平成23年度と比較して0.5ポイント低下しており、全国平均を下回っています。

※は数値が低い方が良くなる指標です。



(48) 土地利用基本計画・都市計画区域マスタープランの改定

これまでは



都市地域だけでなく、農業・森林・自然環境・自然保全の各地域にも、土地利用に関する様々な課題が出てきた。

土地利用の課題を解決する「新たな土地利用の仕組み」が必要。

もっと良くするために

- 土地利用に関する懇談会にて課題解決方針を検討し「新たな土地利用の仕組み」を構築します。
- ・土地利用基本計画…個別計画間の総合調整機能を確立
- ・都市計画区域マスタープラン…「新たな土地利用の仕組み」に基づき個別計画を実施

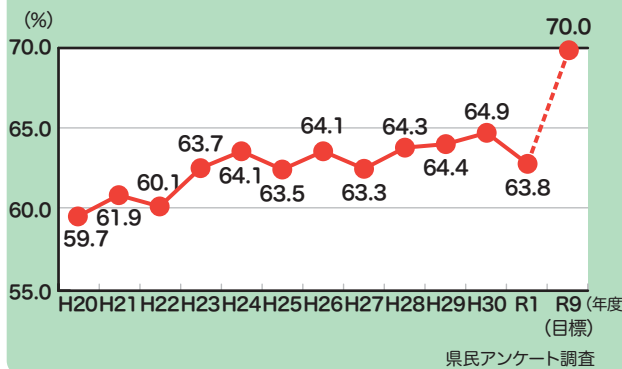
目指す姿

令和9年度までに県民アンケート調査における奈良県を「住みやすい」と感じている県民の割合を70%にします。

歴史的街並みや豊かな田園風景の広がる奈良県でも、土地利用に関する課題があるんだね。



「住みやすい」と感じている県民の割合



そうですね。でもこれからは、土地利用に関する課題を解決できるような仕組みを考えて、それに基づいた計画を実行していきますよ。



主な取組

取組	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地利用基本計画等	懇談会の設置・開催	土地利用調整の仕組みを構築、土地利用基本計画の策定	
都市計画区域マスタープラン	マスタープラン法定手続き ガイドラインの改定等		区域区分の変更検討・国との協議・都市計画法定手続き



(49) 奈良県のすまい方改善

これまでは

住宅地の劣化が各地で見られ、住宅地のリニューアルが必要となってきました。これまで県営住宅を中心にリニューアルをしてきました。

- ・ 民間郊外住宅地に関し、空家の利活用・除却、リフォーム促進等に関し、技術的助言や情報提供等の支援。
- ・ 住宅セーフティネットの核となる県営住宅の更新及び周辺のまちづくりに着手。
- ・ 県営住宅の管理に民間活力を導入(指定管理者制度)。管理の質・稼働率の向上を推進。



桜井県営住宅(1期)の建替

もっと良くするために

民間サービスの活用による住まい・暮らし支援の枠組みの検討を進めます。

高齢者への生活支援、住宅地の陳腐化対策(世代の代謝)について下記の検討を進める。

- ・ 福祉機能・商業機能の提供(地区レベルで一定の生活機能の確保)
- ・ 民間事業者による見守り支援・買い物支援の取組展開
- ・ 「より高い利便性を有する場所での暮らし」の選択肢を提供(高齢者等を拒まない民間賃貸住宅・サ高住の普及促進)
- ・ 子育て・若者世代への「身近な職」「身近な生活サービスの提供」
- ・ 若者の住み替え支援(住宅ストックの継承、空き家流通促進)
- ・ 県営住宅の更新、民間活力導入による周辺まちづくり

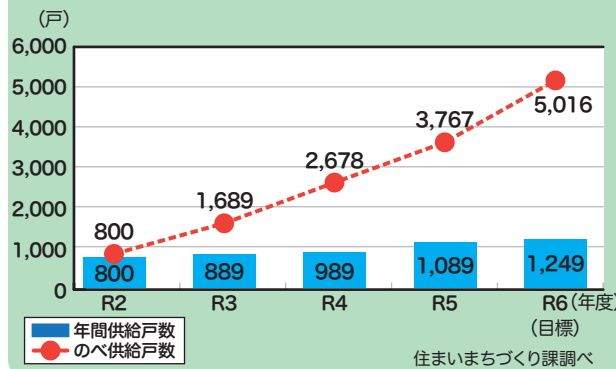
目指す姿

令和6年度までにセーフティネット住宅の県内のべ総供給戸数を
5,000戸/5年にします。

誰もが安心して暮らせる住まいを確保するために、セーフティネット住宅の供給数を増やすことは大切だね。



セーフティネット住宅のべ総供給戸数



そのために、県と市町村が公営住宅の整備をしたり、民間賃貸の空き家を活用し、セーフティネット住宅の供給数を確保していく必要があります。



主な取組

取組	令和2年度	令和3年度	令和4年度
桜井県営住宅の建替整備 (近鉄大福駅周辺地区 まちづくり)	第1期 建築工事	第2期 建築実施設計 除却 工事	文化財 調査 第2期 造成工事
住生活基本計画・県民生活 ビジョン等の見直し	長寿命化計画の更新	住生活基本計画の更新	県民生活ビジョンの更新
居住支援協議会の活用	居住支援に対するニーズ把握、福祉団体等との連携 セーフティネット住宅へ民間賃貸住宅の登録の促進に向けたPR		



(50) 移動目的に応じた便利向上のための交通サービスの確保

これまで

奈良県民の移動手段は、大阪までの通勤には便利でしたが、域内の移動は不便なままです。

- ・公共交通の結節性が悪かったバスターミナルや鉄道駅等を整備することで、乗り換え等が便利になります。
- ・田原本町では、田原本駅と西田原本駅を結ぶ場所にロータリーを整備したことで、鉄道と自家用車、私鉄バスの乗り換えが便利になりました。
- ・大和高田市では、市民交流センターの前にコミュニティバスの乗継拠点としてバス停を整備したことで、コミュニティバスの乗り継ぎが便利になりました。



田原本駅前ロータリー(田原本町)

もっと良くするために

移動目的にかなう交通サービスの確保に努めます。

- ①市町村と協働・連携のもと、移動需要を把握し、提供できる移動手段について検討・実施します。
 - ・コミュニティバスの路線やダイヤの見直し
 - ・コミュニティバスと路線バスなどの接続強化
 - ・買い物送迎バスなどの施設バスと連携した新たな移動手段
- ②コミュニティタクシー、Ma a Sや自動運転など新たな技術を活用した交通サービスについて調査・検討します。

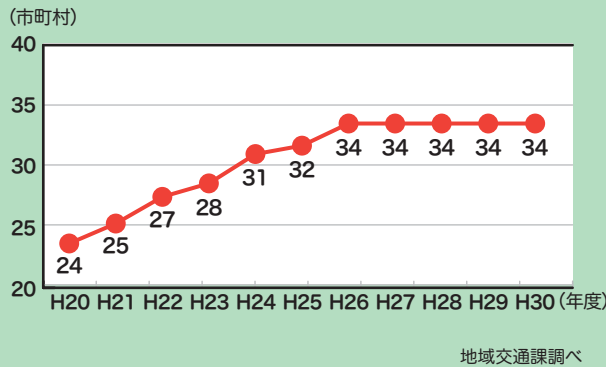
目指す姿

域内での移動が便利なるように、市町村と協働して移動手段の確保について検討します。

最近、市町村が運行しているコミュニティバスやコミュニティタクシーを良く見かけるようになったよね。



コミュニティバス・デマンド交通導入市町村数



よく気づいたね！市町村と協働して、路線バスやコミュニティバス等の移動環境を改善しているんです。



主な取組

取組	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県内バス路線網の見直し	公共交通基本計画等の改定	地域交通改善協議会の開催	
コミュニティバスの充実・コミュニティタクシーの検討	コミュニティタクシー等導入に向けた調査・検討	調査・検討を踏まえたコミュニティタクシーモデル事業等の実施	



(51) 自転車の安全な利用促進、駐輪場の整備

これまでは

自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図るため、令和元年10月に「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を公布しました。

- ・交通安全教育の実施
 - ・自転車所有者等の保険加入義務化
 - ・高齢者のヘルメット着用努力義務化
- } 令和2年4月1日施行

もっと良くするために

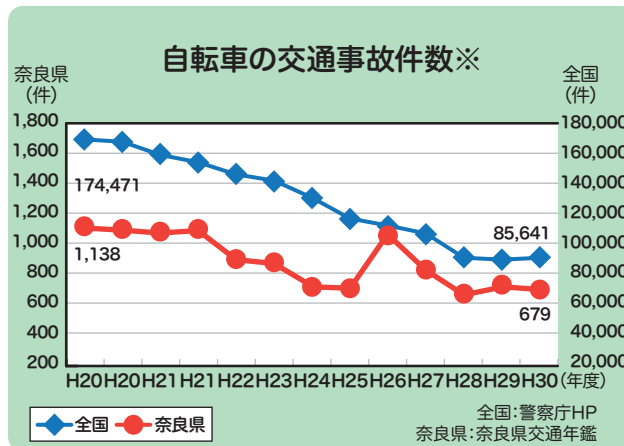
令和2年4月1日から「自転車所有者等の保険加入義務化」、「高齢者のヘルメット着用努力義務化」が施行されます。

- ・条例の普及と定着に向けて、教育機関等への指導者用テキストの配布、事業所や県民向け広報、幼稚園等における自転車交通安全教育を行います。
- ・県が保有する全ての公用自転車(120台)は、自転車損害賠償責任保険へ加入します。
- ・駐輪場の整備を市町村等へ働きかけます。

目指す姿

令和4年度までに自転車損害賠償責任保険への加入率を70%以上にします。

自転車の安全利用について、総合的に施策が実現できるよう、新しい条例ができたんだよね。



交通事故防止と被害者保護のため、条例は絵に描いた餅で終わらせることなく、普及と定着が必要です。



主な取組

取組	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自転車損害賠償責任保険への加入促進	連携協定の追加募集と締結保険会社と協働した加入促進	連携協定の延長と締結保険会社と協働した加入促進	
条例の普及と定着に向けた周知・広報	街頭啓発、ポスター掲示 リーフレットの作成・配布	リーフレットの作成・配布	
自転車交通安全教育等	小学校・中学校等での自転車交通安全教育の推進		
自転車損害賠償責任保険加入率の調査	加入率を把握するためのアンケート調査の実施		



(52) 自治会等との連携協力強化

これまで

- 自治会の活動は、地域にとって有意義で大事なのですが、県の行政とあまり接点はありませんでした。
- 県全体の自治連合会への参加市町村は一部(17市町村)にとどまっていますが、新たな自治連合会への参加の呼びかけで奈良市が加入しました。



県自治連合会加入市町村

令和元年5月31日奈良市自治連合会が新たに加入(18番目)

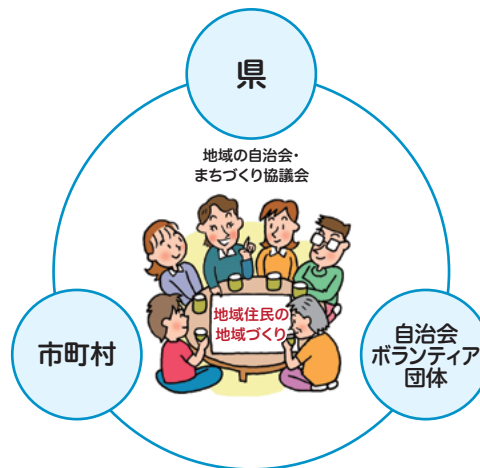
もっと良くするために

- 県から自治会に直接アクセスして、地域の課題解決、地域の防犯・防災についての必要な情報等を積極的に提供します。
- 奈良県自治連合会の具体的業務を通じた連携・支援を促進します。
- 市町村の「まちづくり協議会」等を応援します。
- 安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣、地域の自主防災訓練を支援します。

目指す姿

住民、行政、自治会、その他NPOが協力して、コミュニティ活動を活発にすると共に、地域課題をできる限り自分たちで解決し、自分たちの街を良くしていきます。

これまで、自治会の活動と、県の行政との関わりはあまりなかったみたいだけれど、今後はどうなっていくのかな？



例えば、防災等の地域の課題解決には、自治会の活動が欠かせないんです。ですから、県・市町村・自治会が連携協力を強化することで、地域の防災力を高めたり、広域的かつそれぞれの地域にあった共助の取組を進めていきます。



主な取組

取組	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県・市町村・自治会との連携強化	県の自治連合会への参加の呼びかけ 市町村・自治会が行う防災訓練の支援		
地域活動に貢献している組織との連携強化	ボランティア団体、NPOとの連携強化		